第４期障害福祉計画策定専門部会について（案）

第４期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度：3 年間）は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、サービスの見込量とその達成方策を定めるものです。

策定にあたり、平成 26 年度に障害者施策推進協議会に専門部会を設置し、障害当事者、障害者の家族、有識者や障害福祉サービス関係者等と審議を経て、策定を進めます。

【進め方】

○ 第4次障害者長期計画と第4期障害福祉計画との整合など、総論的な議論については、障害者施策推進協議会委員（以下「本会議委員」とする。）全員で検討

○ 第4期障害福祉計画の検討は、「障害福祉計画策定専門部会」で検討

○ 部会の委員は、会長が指名

○ 第4期障害福祉計画を審議するにあたり、臨時委員を置く。臨時委員は、市長が委嘱をする。（平成26年度のみ）

【平成26年度　スケジュール】

4月～5月　　会議準備（事務局補助の事業者公募によるプロポーザル）

6月　　第1回障害者施策推進協議会
　第4次障害者長期計画（素案）の確認及び第4期障害福祉計画策定に向けての専門部会の設置

7月～11月　障害福祉計画策定専門部会の開催（６回程度）

12月中旬~1月中旬　2つの計画（長期計画、福祉計画）のパブリックコメント募集

2月中旬　　庁内合議（庁内委員会）

3月中旬　　第2回障害者施策推進協議会
　第4次障害者長期計画（案）及び、第4期障害福祉計画（案）の最終確認

3月末　　市長決裁　第4次障害者長期計画・第4期障害福祉計画　作成
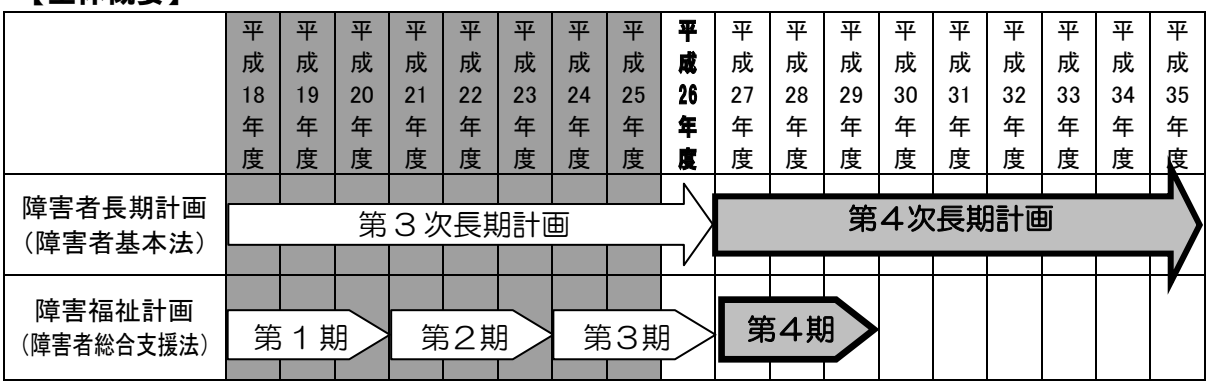
【全体概要】